

お知らせ

【対象】すべてに該当する人が対象
 ○肢体不自由・視覚不自由で、1級か2級の身体障害者手帳を持っている人、または、要介護・要支援認定を受けている人
 ○一人で外出することが困難な一人暮らしの人、または、世帯員すべてが満65歳以上の高齢世帯の人。
 【宅配できる証明書類等】
 ○交付・・・戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し、住民票記載事項証明書
 ○交付・再交付・・・国民健康保険被保険者証、老人保健医療受給者証、高齢受給者証、福祉医療費受給券
 ※宅配は無料です。ただし、発行にかかる規定の手料は必要です。

【受付時間】
 開庁日の午前8時30分から午後4時30分まで
 【宅配時間】
 依頼日の午前9時から午後5時15分まで
 交付書類は、市職員(市民課・保険医療課と各支所市民福祉課)が依頼者のお宅に伺い、本人確認を行った後、本人に直接お渡します。

外出が困難な人に
住民票等を宅配します

一人で外出することが困難な場合、住民票などが必要になっても、誰かに頼まなければならなかったり、郵送で請求しなければならなかったりして、すぐに交付を受けることができません。そこで市では、次の人を対象に、住民票などの必要な証明書類を市職員が直接自宅に届ける「宅配サービス」を実施しています。住民票などが急に必要になった時には、電話またはファックスでお知らせください。

市民活動を
支援します

「市民のみなさんが必要とされる公共サービスを市民のみなさんの創意と工夫で市民のみなさん自らが提供する」市民活動を推進しています。

市では、こうした市民活動団体の設立と事業活動に対して補助をおこなっています。

【対象者】

事務所の所在地または活動拠点が市内にある市民活動団体(NPO法人またはそれに準じる団体)で、社会貢献活動を行い、市が定める要件を満たす団体

【助成対象・額・期間】

① 団体設立支援

1 団体2万円が限度(1回限り)

② 事業支援・協働事業支援

1 事業2/3の補助率で、20万円を限度とし、継続事業でも3年が限度(継続時審査あり)

【事業選定方法】

申請書による書類審査と公開プレゼンテーション(提示・提案説明)により決定

【募集要領・申請書備付場所】

市役所案内窓口、各公民館等

【募集期間】

6月1日(金)～16日(金)

お問合せ、お申込みは市民協働課(☎8722)へ。

ポルトガル語教室受講生募集

これまでに要望が多かったポルトガル語教室を開催します！
 講師は、広報きんせ5月1日号でも紹介した国際交流員のジュリアナさんです。

ブラジルの文化・伝統などにも触れながら、楽しい教室にしたいと思います。みなさんお気軽にご参加ください。



【とき】7月～9月 ※毎週木曜日
 午後7時～午後8時30分
 【ところ】長浜公民館会議室
 【定員】12名
 ※申込者多数の場合は市内在住の方を優先させていただきます。
 【参加費】1か月 500円(コピー代等)
 ※初日に集金します。
 【申込方法】電話でお申込みください。
 ※随時受付中。

お申込み、お問合せは、市民協働課(☎8722)へ。

【申請依頼方法】

申請は本人申請が原則ですが、病気などで本人申請が難しい場合には、本人が指定する代理の方でも申請できます。

申請依頼の電話番号・ファックス番号は次のとおりです。



または

本庁 TEL65-6511 FAX65-2566
 浅井支所 TEL74-4353 FAX74-3215
 びわ支所 TEL72-5253 FAX72-2211

平日の夜間や休日にも住民票等が受けられるように
「自動交付機」を設置しています

住民票や印鑑登録証明書といった証明書類を自動交付する端末を本庁の玄関ホールに設置していますので、ご利用ください。

この自動交付機は、平成15年から発行を始めた「住民基本台帳カード」で利用するもので、申請書に記入することなく、平日の業務時間内はもちろん、時間外や休日にも、短時間に証明書類の交付を受けることができます。

【交付書類】住民票の写し

住民票記載事項証明書
 印鑑登録証明書

【交付時間】

平日 午前8時30分から午後7時まで
 休日 午前8時30分から午後5時15分まで
 (年末年始を除く)

いずれもお問合せは、市民課(☎6511)へ。